

3 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

(保育の受け皿整備の一層の加速)

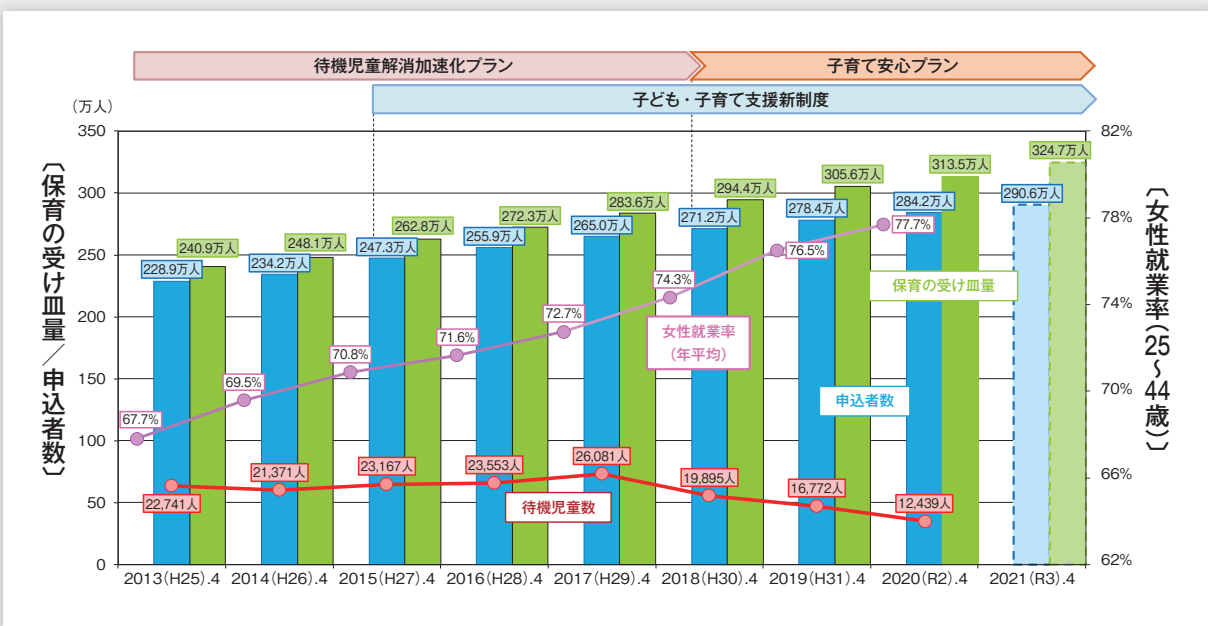
「子育て安心プラン」等に基づく保育の受け皿の整備

保育所等待機児童数については、2020年

4月時点において1万2,439人（対前年比4,333人減）となっており、待機児童数調査開始以来最少の調査結果となった。

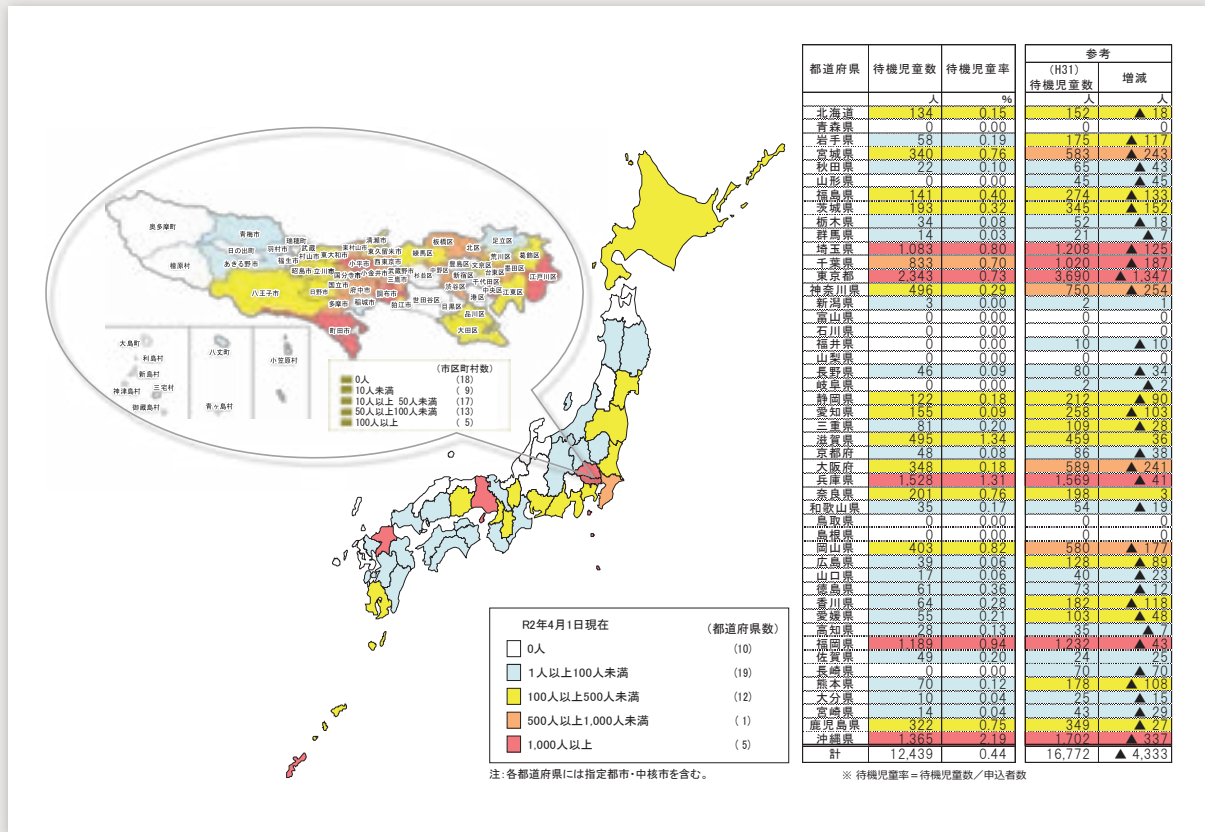
（第2-1-2図、第2-1-3図、第2-1-4表）

第2-1-2図 保育所等待機児童の現状



資料：厚生労働省資料

第2-1-3図 2020年4月1日 全国待機児童マップ（都道府県別）



資料：厚生労働省資料

第2-1-4表 年齢区分別待機児童数

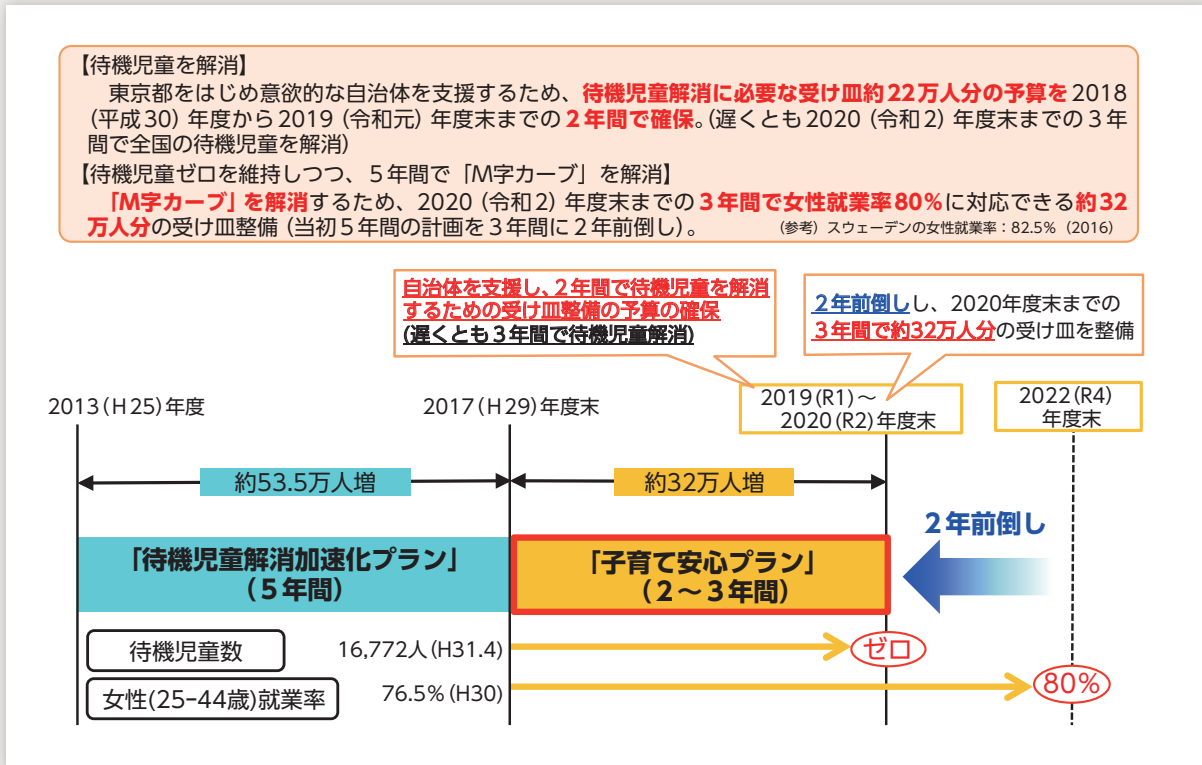
	2020年待機児童数			2020年利用児童数		保育利用率	2020年4月1日	
	人数	(%)		人数	(%)		就学前児童数	
低年齢児 (0~2歳)	10,830人	(87.1%)		1,109,650人	(39.7%)		2,797,000人	
うち0歳児	1,227人	(9.9%)		151,362人	(16.9%)		894,000人	
うち1・2歳児	9,603人	(77.2%)		958,288人	(50.4%)		1,903,000人	
3歳以上児	1,609人	(12.9%)		1,627,709人	(55.4%)		2,937,000人	
全年齢児計	12,439人	(100.0%)		2,737,359人	(47.7%)		5,734,000人	

資料：厚生労働省資料

これまで25歳から44歳までの女性就業率の上昇や、それに伴う保育の利用申込み率の伸びに対応するため、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2020年度末まで

に待機児童の解消を図るとともに、女性就業率8割に対応できるよう、2020年度末までに約32万人分の受け皿整備を行うこととして、整備を行ってきた。(第2-1-5図)

第2-1-5図 「子育て安心プラン」



資料：厚生労働省資料

2017年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、同プランの実現に必要な「企業主導型保育事業」と保育の運営費（0～2歳児相当分）について、事業主拠出金の増額分を充てることとしており、拠出金の率の上限を引き上げるなどの必要な措置を講ずるため、2018年通常国会（第196回国会）に、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」を提出し、同年3月に成立した。

また、実際の保育の受け皿整備を行うに当たっては、保育の実施主体である市区町村が潜在的ニーズも含めた保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映していくことが重要である。このため、「子育て安心プラン」に基づき整備計画を作成する際には、「保育コンシェルジュ」（「利用者支援事業（特定型）」）などを活用しながら、潜在的な保育

ニーズの把握に積極的に取り組むよう、市区町村に対し2017年12月に通知した。

そして、2018年から、各地方公共団体の「子育て安心プラン実施計画」を厚生労働省ホームページ¹に公表し、各地方公共団体の市区町村全域・保育提供区域ごとの整備量の見込み等の「見える化」を行っている。

2021年度以降の保育の受け皿整備については、「全世代型社会保障改革の方針」（2020年12月15日閣議決定）において、待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめることとされた。これを踏まえ、2020年12月に厚生労働省において「新子育て安心プラン」を取りまとめ、これに基づき、2021年度から2024年度末までの4年

1 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13136.html

間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる

子育て資源の活用を柱とする各種施策を推進することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指す。(第2-1-6図)

第2-1-6図 「新子育て安心プラン」

